

社団法人長野県建設業協会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の親和と団結を図るとともに、会員に共通する基本的
重要事項を確立し、会員の健全なる発展と、建設業の経済的、社会的地位
の向上技術の伸展を図り、もって会員の福利の増進と公共の福祉に寄与す
ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、社団法人長野県建設業協会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を長野市大字南長野南石堂町1230番地の6に置く。

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、本会事務所の掲示板に掲示して行う。

(規則、規程)

第5条 本定款で定めるもののほか、必要な事項は規則又は規程で定める。

(事 業)

第6条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に共通する基本的な重要事項を確立するための諸施策の実施。
- (2) 建設業の経済的、社会的地位の向上に関する事業。
- (3) 建設業の経営及び技術の改善並びに近代化に関する諸制度等の調査研究
指導。
- (4) 建設業に関する情報、資料及び統計等の収集並びに広報活動。
- (5) 官公庁その他関係団体等の施策に対する意見具申、陳情、提携及び連絡。
- (6) 会員及び従業員の福利の増進に関する事業並びに建設業災害防止活動の
推進指導。

- (7) 建設業における公共性の理解を深め、地域の開発と公共の福祉に寄与する活動。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項。

第2章 支 部

(支部の設置)

第7条 本会業務の円滑な運営を進め、事業の積極的な推進を図るため支部を置く。

2 支部の名称及び区域は、別に定める。

(支部の役員)

第8条 支部に、支部長その他必要な役員を置く。

(会員の所属)

第9条 会員は、本社（本店）又は、その主たる事業所の所在地によってそれぞれの支部に所属するものとする。但し複数の支部に所属することはできない。

第3章 会 員

(会員の資格)

第10条 会員は、正会員と賛助会員とする。

(1) 正会員は、建設業法により許可を受けた一般建設業者又は特定建設業者であって土木工事業、建築工事業の両者か又はその何れか一方を営み長野県内に本店を有するものとする。

(2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する団体とする。

(入会手続き及び会費等)

第11条 本会に入会しようとするときは別に定める申込書を所属支部を経て提出

- し、常任理事会の承認を得るものとする。
- 2 会員は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。
 - 3 正会員として入会するものは、別に定める入会金を納入するものとする。
 - 4 正会員としての効力は、入会金を納入したときから発生する。
 - 5 既納の会費及び入会金は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。
 - 6 新設合併により設立された法人（合併前の法人の全部又は一部が正会員であった場合に限る。）が入会する場合は、理事会の議を経て入会金を減額又は免除することができる。

（正会員の権利）

第12条 正会員の権利は、次のとおりとし、その会員自身に専属する。

- (1) 総会における議決権、役員選挙権及び被選挙権。
- (2) 事業運営に関し意見を述べること。

（会員資格の喪失）

第13条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 退会の届出書を提出したとき。
- (2) 事業を廃止し、又は解散したとき。
- (3) 事業主が死亡後事業を継承する者がいないとき。
- (4) 建設業法による許可を継続しないとき。
- (5) 所属支部を退会したとき。
- (6) 所属支部において除名されたとき。

2 退会しようとする会員は、未納の会費を納入しなければならない。

（会員の除名）

第14条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は犯罪その他信用を失うような行為のあったとき。

(2) 本会の目的に反するような行為をしたとき又は会員としての義務に違反したとき。

(3) 会員（法人である場合はその役員、個人である場合はその支配人を含む）が、暴力等反社会的行為により目的を達しようとする団体に所属したとき。

2 前項の規定により除名の議決をしようとする場合には、その会員にあらかじめ通知するとともに総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、会員が年度内に納付すべき会費を滞納し催告しても、なお納入しないときは理事会の議決により除名することができる。

（退会者及び除名者の不請求権）

第15条 退会者及び除名者は、本会に対して何物も請求することができないものとする。

（会員の届出義務）

第16条 会員又は相続関係人は、次の場合、直ちに所属支部を経由して本会に届け出なければならない。

(1) 第13条第1項第2号又は第3号の規定に該当するに至ったとき。

(2) 組織、名称又は代表者を変更したとき。

(3) 本店の所在地を変更したとき。

（支部長の届出義務）

第17条 支部長は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに本会に届け出なければならない。

(1) 支部規約の設定及び変更並びに役員を選任及び異動。

(2) 会員が第13条第1項各号の一に該当するに至ったとき。

第4章 役員、相談役、顧問及び参与

(役員)

第18条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 4名

専務理事 1名

理 事 40名以上60名以内（会長、副会長、専務理事及び推薦理事3名以内を含む）

監 事 若干名（但し、ブロック選任のほかは協会会員以外の学識経験者より選任するものとする）

2 会長が必要と認めるときは、常務理事若干名を置くことができる。

(役員を選出)

第19条 会長は、正会員の中から総会で選任する。ただし、総会に出席した正会員の過半数の同意があるときは指名推薦の方法によって行うことができる。

2 副会長及び監事は、別に定めるブロックごとに各ブロック内正会員中から選任し、総会に報告して承認を得るものとする。

3 専務理事及び常務理事は、理事会の承認を得て会長が選任し、総会に報告して承認を得るものとする。

4 理事（会長、副会長、専務理事及び常務理事を除く。）は、支部長及び各支部ごとに選任された者をもって充てるほか、会長が必要と認めるときは正会員又は学識経験者の中から推薦した者をもって充て、総会に報告して承認を得るものとする。

5 常任理事は、支部長である理事又は常任理事会の同意を得て会長が指名した者とする。

6 支部ごとに選任する理事（支部長を除く）は、正会員数に応じ別に定める基準により選任する。

7 各支部正会員数の基準は、4月1日現在の会員数とする。

(役員職務)

第20条 会長は、本会を代表し、会務を総轄し、理事会及び常任理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、各業務を分掌管理し、会長事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ定められた順位に従って会長の職務を代理又は代行する。

3 専務理事及び常務理事は会長及び副会長を補佐し、常勤して理事会の定めるところに従って本会の業務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

5 常任理事は、会長、副会長、専務理事及び常務理事とともに常任理事会を組織し、会務の執行を決定する。

6 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会及び常任理事会から要請があるときは、理事会及び常任理事会に出席して、職務に関連した意見を述べることができる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了後であっても、後任役員が決定就任するまではその職務を行うものとする。

3 役員から任期中辞任届のあったときは、会長は常任理事会に諮り、その受理の可否について決定しなければならない。

4 役員に欠員を生じ補充の必要を認めるときは、第19条の規定に基づいて補欠選任を行う。

5 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。

(名誉顧問、顧問、相談役及び参与)

第22条 本会に名誉顧問、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問、相談役及び参与は、定款施行細則（以下細則という）に

定める資格を有する者に、常任理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 3 名誉顧問、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、かつ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 4 参与は、重要な会議に参画することができる。
- 5 名誉顧問、顧問、相談役及び参与の任期は、細則の定める期間とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第23条 本会の会議は、次のとおりとする。

総会 理事会 常任理事会

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第24条 通常総会は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、次の場合招集する。

- (1) 会長又は理事会が必要と認めたとき。
- (2) 第27条の規定により正会員から総会開催の請求があったとき。
- (3) 監事から総会開催の請求があったとき。

(総会の通知)

第25条 総会の招集の通知は、開催日10日以前に、その会議の日時、開催場所及び付議すべき事項を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。

(会員の総会開催請求権)

第26条 正会員は、正会員総数の5分の1以上の同意をもって、総会の目的及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会開催の請求をすることができる。

- 2 前項の請求があったときは、会長は30日以内に総会を招集しなければならない

ない。

(総会の議決事項)

第27条 総会では次のことを議決する。

- (1) 会長の選任。
- (2) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び監事の承認。
- (3) 定款の変更並びに規約の設定及び変更。
- (4) 支部の設置及び廃止の承認。
- (5) 解散の可否。
- (6) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認。
- (7) 事業計画及び収支予算の承認。
- (8) 入会金及び会費の基準の決定。
- (9) 第24条第2項及び第26条による提案事項。
- (10) その他、会長又は理事会が必要と認めた事項。

(総会の定足数)

第28条 総会は正会員の過半数の出席によって成立し、議決は、出席正会員の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 定款の変更及び本会の解散の決議は、正会員の過半数が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(総会の議決権)

第29条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。
- 3 出席会員は、5名を越える正会員の代理をすることができない。
- 4 正会員は、自己の利害に関する事項について表決し、又は他の正会員の代理人となることはできない。

(理事会)

第30条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の理事をもって構成し、会長が必要と認めたときにこれを招集する。

(理事会の議決事項)

第31条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 総会によって委任された事項。
- (3) 財産管理に関する事項。
- (4) 専務理事及び常務理事の選任に関する事項。
- (5) 規則及び規程の設定並びに変更に関する事項。
- (6) 委員会及び部会の設定並びに廃止に関する事項。
- (7) その他会長が必要と認めた事項。

(常任理事会)

第32条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに、これを招集する。

(常任理事会の議決事項)

第33条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 日常業務の執行に関する事項。
- (2) 理事会に付議すべき事項。
- (3) 会員の入会及び退会に関する事項。
- (4) 役員を選任辞任に関する事項。
- (5) 理事会で委任された事項及び急施を要する事項。
- (6) その他会長が必要と認めた事項。

(理事会及び常任理事会の定足数)

第34条 理事会及び常任理事会は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決するものとする。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第35条 総会、常任理事会及び理事会の議事録は会議の要領及び議決事項を記載し、議長及び議長が指名した署名委員2名以上がこれに署名し、保存しなければならない。

第6章 委員会及び部会

(委員会)

第36条 建設業に関する各種事項を調査研究し、事業の円滑な推進に資するため委員会を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

(部会)

第37条 第6条に規定する事業を推進するため、部会を設けることができる。

2 部会に関し必要な事項は、理事会の議を得て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 本会に事務を処理するための事務局を置く。

2 常勤役員及び職員若干名を以って事務局を構成し、別に定める常勤役職員就業規則に基づいて業務を執行処理するものとする。

3 本部事務局は各支部事務局を掌握し、事務的事項については常勤役員において処理できるものとする。

4 常勤役職員の任免は、会長が行う。

5 常勤役職員の給与は、別に定める給与に関する規程に基づき会長が決定する。

第8章 資産及び会計

(資産)

第39条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 財産目録記載の財産。
- (2) 会費及び入会金並びに賛助会費。
- (3) 資産から生ずる果実。
- (4) その他の収入。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、入会金、会費、賛助会費、寄附金及び資産より生ずる収入等をもって支弁する。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算の編成)

第42条 会長は毎会計年度ごとに、事業計画案及び収支予算案を作成し、理事会の議決を経た上、その成案を総会に提出して議決を得なければならない。

(決算の承認)

第43条 会長は、会計年度終了後、遅滞なく財産目録、収支決算書、事業報告書及び貸借対照表を作成し、理事会の議を経た上、監事の監査を受け、総会に提出して承認を得なければならない。

(財産の不配当)

第44条 本会の収入及び財産は、会員に配当することができない。

第9章 雑 則

(清算)

第45条 本会の清算は、解散を議決した総会の決定に従って行う。

(表 彰)

第46条 正会員又は団体及び関係役職員の表彰は、別に定める表彰規程によって行う。

(雑 則)

第47条 本定款に定めるもののほか必要にして軽易な事項は理事会で定める。

- 2 緊急にして重要な事項で理事会又は常任理事会で処理した事項があったときは、次の総会に報告して承認を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この改正定款は、平成10年5月27日から施行する。

(役員任期に伴う経過規定)

2 この改正定款の施行期日前に就任した役員任期は、平成10年度通常総会の日までとする。

[改正の経過]

昭和28年5月6日 制 定

昭和31年5月20日 一部改正

昭和35年5月15日 〃

昭和37年5月8日 〃

昭和38年4月30日 〃

昭和39年4月30日 〃

昭和43年5月10日 全面改正

昭和45年5月8日 一部改正

昭和48年5月7日 〃

昭和50年5月13日 〃

昭和51年5月13日 〃

昭和57年5月12日 〃

昭和58年5月20日 〃

平成元年5月23日 〃

平成7年6月1日 〃

平成10年5月27日 〃

以上